



幼児に対する交通安全教育



～愛知県警察交通安全教育チーム“あゆみ”～

1 幼児に対する交通安全教育の目的

幼児（6歳未満の者をいう。）に対して交通安全教育を行うことは、幼児が道路を通行する場合における安全を確保するだけでなく、将来、様々な態様で道路を通行するときに必要な安全に道路を通行しようとする意識を養うために必要不可欠です。そのため、幼児の交通安全教育においては、心身の発達段階に応じて、基本的なルールを守らせ、交通なマナーを実践する態度を習得させ、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目的とします。



2 幼児の特徴

(1) 1つのものに注意が向くと、まわりのものが目にはいらなくなる

道路上で友達と遊びに夢中になっているときには、車が近づいてきても気が付きません。また、自分の持っているボールが道路にころがり出たときや道路の向こう側から親が声をかけたときなどには、進行して来る車に注意を向けずに走りだします。

(2) ものごとを単純にしか理解できない

車はすぐ止まってくれる、車の運転者はいつも自分を見てくれているものだと思い込んでいる幼児がいます。車の死角や、制動距離について、理解できません。

(3) そのときどきの気分によって行動が変わる

嬉しいこと、悲しいことで頭がいっぱいになると周囲が見えなくなり、まわりを見ないで道路を歩いたりします。急に走り出す幼児もいます。

(4) 抽象的な言葉ではよく理解できない

ただ「危ないよ。」「注意なさい。」と言うだけでは、具体的な安全行動には結びつきません。

(5) 大人のまねをする

周囲の状況を判断する能力が未熟であるのに、大人の危険な行動をまねをします。特に信頼する保護者等の行動が常に正しいと思い込み、まねをします。

(6) 大人に依存しやすい

(7) 応用的動作ができない

(8) 物の陰で遊ぶ傾向がある

駐車車両や電柱等、物陰に隠れて遊ぶことを好み、それが危険であることがわかりません。



3 幼児の特徴的な交通事故と事故防止ポイント

(1) 「飛び出し」が原因の交通事故

幼児は視野が狭く、また、1つの物事に集中すると周りの事が目に入らなくなることから、大人に比べ「飛び出し」をしてしまう危険性が高くなります。発生した交通事故で多いのが、道路の反対側にいる保護者を後追いし、道路へ「飛び出す」ケースです。

保護者は、飛び出しの危険性を指導するだけでなく、幼児の特性をしっかりと認識し、自分の言動が幼児の飛び出しに繋がらないか、十分配慮することが大切です。





幼児期は、大人に比べ「見る」「聞く」「判断する」能力がまだまだ未熟です。効果的な交通安全教育を実施するには、子供の特性を理解し、子供の目線に立った指導を実施することが大切です。



見る能力

大人と子供の視野（見える範囲）を比べると、6歳児でも大人の3分の2ぐらいしかありません。そのうえ、大人との身長の違いから、大人が普通に見えるものが、子供には全く見えていないことがあるのです。

子供に安全確認の指導をする際は、目だけで見るのではなく、首をしっかり動かして視野を広げるよう指導しましょう。

水平視野 大人150° 子供90°
垂直視野 大人120° 子供70°



「チャイルドビジョン」を使用し、保護者に子供の視野を知ってもらう指導法も効果的です。

聞く能力



音が聞こえてくる方向の感覚は、6歳児でも大人に比べ60%ぐらいしか発達していません。よって、走って来る車の方向を聞き分けることは、子供にとってかなり困難なことなのです。

しかし、交通事故を防ぐため、安全確認は、「見る」だけでなく「聞く」ことがとても重要です。車のエンジン音、踏切の警報機の音、緊急自動車のサイレン音をしっかりと聞き、音が聞こえたらどのような行動をとるべきかをわかりやすく指導しましょう。

判断する能力



道路では、迫ってくる危険にどう対処すべきかなど、早急な判断が要求されますが、幼児はそれを素早く的確に判断できません。



日頃から、起こり得る様々な事態を予測させ、その場面での対処方法を具体的に指導しましょう。

飛び出しを防止するため「**止まる**」「**見る**」「**待つ**」の安全行動を指導しましょう。

- 「**止まる**」 道路を渡る前は、必ず止まる。
- 「**見る**」 自分の目でしっかり確かめる。
- 「**待つ**」 車が通り過ぎるか、確実に止まってくれるまで待つ。



(2) 駐車場内での交通事故

公園や子育て支援センターなど、子供がよく保護者と訪れる場所の駐車場で交通事故が起こっています。駐車場では、自分の子供が事故の被害者にならないよう注意するだけでなく、車を移動させる前に車の周囲に人がいないかどうか確実に確認しましょう。

<事故の原因>

- ・保護者が荷物の積み下ろしなどで、子供から目を離してしまう
- ・子供は「止まっている車は安全」だと思っている
- ・車の前後・左右の「死角」に子供が入ってしまい、運転者から見落とされる。



<事故防止ポイント>

- ・荷物の積み下ろしの際は、先に子供を乗車させるなど、子供が1人になる状況を作らないよう配慮する。
- ・車を発進、後退させる際は、車の前後・左右に人がいないか、ミラーだけでなく目視で

確実に確認する。

(3) チャイルドシート（シートベルト）非着用時の交通事故

幼児のチャイルドシート着用は、運転者の義務です！

【道路交通法第 71 条の 3 第 3 項】

自動車の運転者は、チャイルドシートを使用しない幼児を乗車させて自動車を運転してはならない。



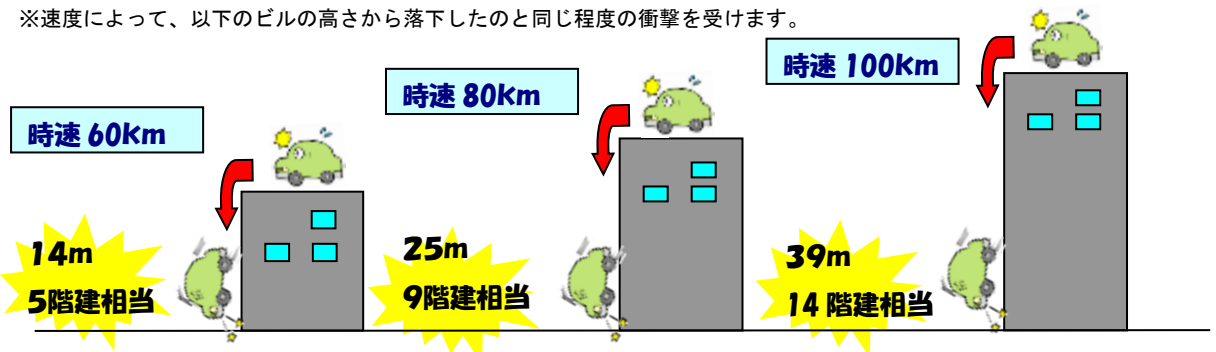
交通事故時に受ける衝撃

「子供が嫌がるから」、「ちょっとそこまでだから」と安易に考えていませんか。

交通事故時に受ける衝撃はとて大きく、決して「抱っこ」で支えられるものではありません！

<衝突時に受ける衝撃力の目安>

※速度によって、以下のビルの高さから落下したのと同じ程度の衝撃を受けます。



チャイルドシート(シートベルト)の着用効果

二次衝突を防ぐ！

車が衝突した場合、急停車した車内では、固定されていない人や物体が、車内のダッシュボードやフロントガラスに激突し、重大な被害を受けます。シートベルト等を着用することで、この二次被害を防ぐことができます。



車外放出を防ぐ！

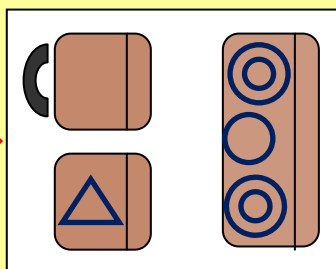
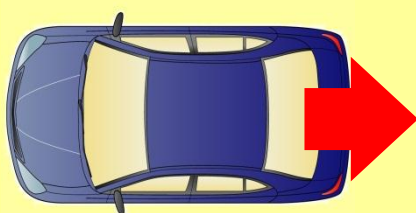
交通事故の衝撃により、車内の人がフロントガラスやドアから車の外に放り出されるのを防ぎます。車外へ放出されると、被害拡大の危険性が高くなります。



その結果 死亡率を下げる！

交通事故の被害を軽減することができ、死亡率を下げる絶大な効果があります。

チャイルドシートの効果的な取り付け位置



前面衝突の際は、シートごと前方に移動するため、少しでも空間の広い場所に取り付けるのが理想的です。後部中央は座面の形状やシートベルトが不适当であることが多いため、**後部両側が最も効果的な取り付け位置**になります。また、エアバック搭載の助手席に、後ろ向きでの取り付けはやめましょう。

(4) 自転車乗用中の交通事故（同乗時を含む）

自転車は手軽な乗り物ですが、道路交通法上、「軽車両」と位置付けられています。

保護者自身が自転車の交通ルールを理解し、法令を遵守した安全利用に努め、そして、子供たちには、保護者が交通ルールを教示し、守らせることが大切です。

【道路交通法 55 条第 1 項、道路交通法第 57 条第 2 項】

二人乗り等の禁止

※ 例外として、16 歳以上の者が運転する場合は、6 歳未満の子供を乗車装置に乗せることができます。

幼児二人同乗用自転車以外の自転車

運転者は、16 歳以上

① 幼児用座席(前)使用



② 幼児用座席(後)使用



③ 背負い



④ 幼児用座席(前)使用と背負い



⑤ 幼児用座席(後)使用と背負い



幼児二人同乗用自転車^(※)

運転者は、16 歳以上

幼児用座席(前・後)使用



(※) 幼児二人同乗用自転車

運転者のための乗車装置及び幼児用座席2つを設けるため必要な特別な構造又は装置を有する自転車。

幼児二人同乗用自転車を利用する際の注意点

幼児二人同乗用自転車は、普通自転車より重く、操作しにくく感じる場合があります。基準を満たした自転車であっても過信せず、幼児を2人乗せると自転車はバランスを崩し転倒しやすくなる、ということを忘れてはいけません。安全に利用するために、次の点に配慮しましょう。

- ・ 幼児二人同乗用自転車を使用する前に、
安全な場所で練習する。
- ・ 2人のうち小さい子を前部座席に、
大きい子を後部座席に乗せる。
- ・ 同乗させる幼児には必ずヘルメットを着用させ、
座席ベルトの装着も徹底する。
- ・ 子供を乗車させる際は、自転車が転倒しないよう、
ストッパーを必ずかけておく。

子供が自転車に乗車する際はヘルメットを着用させましょう

【道路交通法第 63 条の 11】

児童や幼児を保護する責任のある者は、児童や幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。



6 歳未満の自転車同乗中の交通事故死傷者の **3 割が頭部を損傷**しています。頭部に強い衝撃を受けると、子供の生涯に多大な悪影響を及ぼす障害を引き起こすおそれもあります。交通事故や転倒時の被害を軽減させるため、必ずヘルメットを着用させてください。

4 指導者・保護者が果たすべき役割等

(1) 幼児の保護・監督の自覚と実行

【道路交通法第 14 条第 3 項】

児童や幼児を保護する責任がある者は、交通の頻繁な道路または踏切やその付近の道路で、児童や幼児を遊ばせたり、また、自分または自分に代わる監護者が付き添わないで幼児をひとり歩きさせてはならない。

(2) 自らの学習と模範行動

幼児に対して適切な交通安全指導ができるように、日頃から、交通ルールに関する理解を深め、また、常に幼児の手本となるような安全行動を実践する。

(3) 繰り返しの安全指導

日常生活の中で、子供の目線に立った安全指導を実施する。特に「飛び出し」の危険性や「車の特性」など、分かりやすく繰り返し指導する。

(4) 登園時の配慮

車で送迎する際は、必ずチャイルドシートを使用する。

また、園の駐車場や周辺道路も危険な場所であることを認識し、子供の手をしっかりとつないで、確実に園まで送り届けましょう。

「ほんの一瞬が事故を招く」ことを肝に銘じ、保護者間での会話に夢中になって子供から目を離すことがないように十分に注意してください。

5 おわりに

かけがえのない子供の命を守るためには、子供に対する交通安全指導はもちろんのこと、大人が常に安全運転、安全行動に努め、交通ルールを確実に遵守する環境をつくるのが大切です。一人一人が交通安全意識を高め、悲惨な事故から大切な子供を守りましょう。